

別表1

項目	基準
(1)生産量の増加又は生産性の向上	次のいずれかに該当すること。 (ア)生産量を5年間で概ね2割又は3年間で概ね1割増加させる目標を有していること。 (イ)生産性を5年間で概ね2割又は3年間で概ね1割増加させる目標を有していること。 (ウ)現状で生産量が5,000m <sup>3</sup> /年以上の実績を有している場合は、現状値以上の目標を有していること。 (エ)現状で生産性が主伐7m <sup>3</sup> /人日又は間伐5m <sup>3</sup> /人日以上の実績を有している場合は、現状値以上の目標を有していること。
(2)生産管理又は流通合理化等	次のいずれかに取り組んでいる又は1年以内に取り組むこと。 (ア)作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 (イ)製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通合理化等
(3)造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗等の使用、低密度植栽、下刈の省略等のいずれかに取り組んでいる又は1年以内に取り組むこと。
(4)主伐後の再造林の確保	次の全てに該当する又は1年以内に該当するよう取り組むこと。 (ア)主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制(主伐と再造林の両方を実施できる体制)を有すること。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があること。 (イ)主伐後には、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林においては再造林を基本とする適正な更新を行うこと。また、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。
(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	次のいずれかに該当する又は1年以内に該当すること。 (ア)素材生産又は造林・保育に関して、3年以上の事業実績を有すること。 (イ)所属する現場作業職員の現場従事実績が3年以上である又は林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有していること。 なお、「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。
(6)伐採・造林に関する行動規範の作成等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること(民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。)又は1年以内に策定等を行うこと。
(7)雇用管理の改善及び労働安全対策	次の全てに該当する又は1年以内に該当するよう取り組むこと。 (ア)林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく愛媛県林業労働力確保基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組、又はこれに準ずる取組を行っていること。 (イ)現場作業職員等(事業主自身も含む)に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 (ウ)労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。 (エ)以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)。 ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出

(8)コンプライアンスの確保	<p>次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(ア)業務に関連して法令に違反し、代表役員等(法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主)や一般役員等(法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者)が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>(イ)業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>(ウ)国、県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>(エ)(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>(オ)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(カ)経営者及び従業員が暴力団員等(同条例第2条第3号に規定する暴力団員等という。)である者</p>
(9)常勤役員の設置	<p>法人においては常勤の役員を設置していること。</p> <p>ただし、常勤の役員を設置していない法人については、平成31年4月1日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。</p>
(10)経理的な基礎	<p>次の全てに該当すること</p> <p>(ア)法人の場合は、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。また、個人の場合は、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはならないこと。</p> <p>ただし、これらを満たさない場合は、中小企業診断士または公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p> <p>(イ)経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。</p>